

# 和歌山県国民保護計画

平成18年1月

- (平成21年 3月 一部変更)
- (平成26年 2月 一部変更)
- (平成27年 6月 一部変更)
- (平成28年 6月 一部変更)
- (平成30年 6月 一部変更)

和歌山県

# 目 次

第1編	総 論	1
第1章	県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	1
2	県国民保護計画の構成	1
3	県国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	6
2	関係機関の連絡先	8
第4章	県の地理的、社会的特徴	10
第5章	県国民保護計画が対象とする事態	14
第1	武力攻撃事態等及び緊急処理事態	14
1	武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）	14
2	緊急処理事態	14
第2	県における武力攻撃事態及び緊急処理事態の生起の可能性	15
第3	県において攻撃目標として考えられる施設	16
第2編	平素からの備え	17
第1章	組織・体制の整備等	17
第1	県における組織・体制の整備	17
1	県の各部局等における平素の業務	17
2	市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等	17
第2	関係機関との連携体制の整備	18
1	基本的考え方	18
2	国の機関との連携	18
3	他の都道府県との連携	19
4	市町村との連携	20
5	指定公共機関等との連携	20
6	ボランティア団体等に対する支援	21
第3	通信の確保	21
第4	情報収集・提供等の体制整備	23
1	基本的考え方	23
2	警報等の通知に必要な準備	24
3	市町村における警報の伝達に必要な準備	24

4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2 4
5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	2 5
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	2 5
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	2 6
<b>第 5 章</b>	<b>研修及び訓練</b>	2 7
1	研 修	2 7
2	訓 練	2 7
<b>第 2 章</b>	<b>避難及び救援に関する平素からの備え</b>	2 9
1	避難に関する基本的事項	2 9
2	救援に関する基本的事項	2 9
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	3 0
4	交通の確保に関する体制等の整備	3 0
5	避難施設の指定	3 1
6	高齢者、障害者等要配慮者への支援	3 2
7	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	3 3
<b>第 3 章</b>	<b>生活関連等施設の把握等</b>	3 4
<b>第 1 章</b>	<b>生活関連等施設の把握等</b>	3 4
1	生活関連等施設の把握	3 4
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	3 4
3	市町村における平素からの備え	3 5
<b>第 2 章</b>	<b>県が管理する公共施設等における警戒</b>	3 5
<b>第 4 章</b>	<b>物資及び資材の備蓄・整備</b>	3 6
1	基本的考え方	3 6
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	3 6
3	県が管理する施設及び設備の整備・点検等	3 7
4	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	3 7
<b>第 5 章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b>	3 8
1	国民保護措置に関する啓発	3 8
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	3 8
3	市町村における国民保護に関する啓発	3 9
<b>第 3 編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b>	4 0
<b>第 1 章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b>	4 0
1	初動体制と職員の参集基準等	4 0
2	初動警戒体制	4 1
3	和歌山県緊急事態連絡室の設置	4 1
4	国民保護対策本部に移行する場合の調整	4 3
5	市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	4 3
<b>第 2 章</b>	<b>県対策本部の設置等</b>	4 4

1	県対策本部の設置	4 4
2	通信の確保	5 7
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b>	5 8
1	国の対策本部との連携	5 8
2	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	5 8
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等	5 9
4	他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	5 9
5	指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	6 0
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	6 1
7	県が行う応援等	6 1
8	ボランティア団体等に対する支援等	6 2
9	住民への協力要請	6 3
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b>	6 4
<b>第1</b>	<b>警報の通知及び伝達</b>	6 4
1	警報の通知等	6 4
2	市町村長の警報伝達の基準	6 6
3	緊急通報の発令	6 7
<b>第2</b>	<b>避難の指示等</b>	6 9
1	避難措置の指示	7 0
2	避難の指示	7 1
3	県による避難住民の誘導の支援等	7 9
4	避難実施要領	8 2
5	避難所等における安全確保等	8 4
<b>第5章</b>	<b>救 援</b>	8 5
1	救援の実施	8 5
2	関係機関との連携	8 9
3	救援の内容	9 1
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	9 3
5	救援の際の物資の売渡し要請等	9 4
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	9 5
1	安否情報の収集	9 5
2	総務大臣に対する報告	9 6
3	安否情報の照会に対する回答	9 6
4	日本赤十字社に対する協力	9 7
5	市町村による安否情報の収集及び提供の基準	9 7
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	9 9
<b>第1</b>	<b>生活関連等施設の安全確保等</b>	9 9
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	9 9
2	武力攻撃災害の兆候の通報	9 9
3	生活関連等施設の安全確保	1 0 0

4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	102
5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止	104
第2章	NBC攻撃による災害への対処	105
第3章	応急措置等	108
1	退避の指示	108
2	知事、市町村長の事前措置	109
3	警戒区域の設定	109
4	応急公用負担等	110
5	消防に関する措置等	111
第8章	被災情報の収集及び報告	114
第9章	保健衛生の確保その他の措置	116
1	保健衛生の確保	116
2	廃棄物の処理	116
3	文化財の保護	117
第10章	国民生活の安定に関する措置	119
1	生活関連物資等の価格安定	119
2	避難住民等の生活安定等	121
3	生活基盤等の確保	122
第11章	交通規制	124
第12章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	126
第4編	緊急対処事態への対処	130
1	緊急対処事態	130
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	130
第5編	復旧等	131
第1章	応急の復旧	131
1	基本的考え方	131
2	ライフライン施設の応急の復旧	131
3	輸送路の確保に関する応急の復旧等	132
第2章	武力攻撃災害の復旧	133
1	基本的考え方	133
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	134
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	134
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	134
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	134
4	市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	135
第4章	国民の権利利益の救済に係る手続き等	136